

令和4年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和4年3月30日決定

青森県の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年10月変更）」（以下「処理計画」という。）第3章第2節（3）に基づき、次のとおり、令和4年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道事業においては、次の高濃度PCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

項目	内容	処分期間	計画的処理完了期限 (特例処分 期限日)
変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの	令和4年 (2022年) 3月31日まで	令和5年 (2023年) 3月31日
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバーで3kg以上のもの		
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む油		

【増設施設処理対象物】

項目	内容	処分期間
安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物	令和5年 (2023年) 3月31日まで

2 処理計画

(1) 当初施設処理対象物

ア 搬入期間

令和4年度末をもって計画的処理完了期限を迎えることを踏まえ、定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、確実に処理を進めるものとします。

イ 搬入量

令和4年度の搬入量は、当初施設処理対象物であって、令和3年度末時点で事業場内に保管されているもの及び令和4年度中に新たに発見されたものの全量とします。

(2) 増設施設処理対象物

ア 搬入期間

令和4年度は処分期間内の最終年度であることから、定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、確実に処理を進めるものとします。

イ 搬入量

令和4年度の搬入量は、原則として、当該年度に提出されたPCB特措法に基づく保管及び処分状況等届出書に記載された増設施設処理対象物の全量とします。

3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画に定めるもののほか、当初施設処理対象物については、令和4年度末をもって計画的処理完了期限を迎えるとともに、増設施設処理対象物については令和4年度が処分期間の最終年度であることを踏まえ、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 高濃度PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

県は、高濃度PCB廃棄物の適正処理のほか、処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、保管事業者等に対して処理の必要性や、高濃度PCB使用製品の計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めます。

(2) 高濃度PCB廃棄物の確実な処理の推進

県は、高濃度PCB廃棄物の確実な処分を推進するため、以下の取組を行うこととします。

ア 当初施設処理対象物

- ① 立入検査等を通じて、未処理事業者には速やかに処分を完了させるよう指導することとします。
- ② JESCOに機器等の登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じ、速やかな契約及び特例処分期限日までの処分完了を指導することとします。
- ③ 使用中の機器を所有する事業者に対しては、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部と連携し、特例処分期限日までの廃棄及び処分を指導することとします。
- ④ 必要に応じ、PCB特措法第12条に基づく改善命令及び第13条に基づく代執行による処分等の措置を行うものとします。

イ 増設施設処理対象物

- ① 掘り起こし調査を速やかに完了させるとともに、立入検査等を通じて、未処理事業者には速やかに処分を完了させるよう指導することとします。
- ② JESCOに搬入荷姿登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じて速やかな契約及び処分完了を指導することとします。
- ③ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じて、分別等の適正な実施について指導することとします。

- ④ 保管事業者等の期限内処分の促進を図るため、令和4年4月1日から同年9月30日までの間、J E S C Oの特別登録・調整協力割引制度を活用することとします。

(3) 中小企業者等が保管する高濃度P C B廃棄物の処理の促進

中小企業者等の保管する高濃度P C B廃棄物の期限内処分に向け、県は、J E S C O及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、以下の取組に対する協力を行うこととします。

- ① 中小企業者等処理費用軽減制度に基づく助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ② 収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ③ 増設施設処理対象物について、処分期限が迫っていることを踏まえた速やかな登録の促進

(4) その他

以上のほか、高濃度P C B廃棄物の処理に当たり必要な事項については、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。